

京 都 大 学 学 生 総 合 支 援 セ ン タ ー 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(管理運営委員会)</p> <p>第5条 学生総合支援センターに、学生総合支援センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、学生総合支援センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 学生担当の理事</p> <p>(2) センター長</p> <p>(3) 各研究科の教授又は准教授のうちからそれぞれ各研究科長の推薦した者 各1名</p> <p>(4) 研究所及びセンターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) 室長（第7条第2項に定めるものをいう。）</p> <p>(6) 学生総合支援センターの専任の教員</p> <p>(7) <u>環境安全保健機構附属健康科学センター長</u></p> <p>(8) <u>国際交流推進機構国際交流センター長</u></p> <p>(9) <u>教育推進・学生支援部長</u></p> <p>(10) その他センター長が必要と認める者 若干名</p> <p>3 前項第3号、第4号及び<u>第10号</u>の委員は、センター長が委嘱する。</p> <p>4 第2項第3号、第4号及び<u>第10号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(管理運営委員会)</p> <p>第5条</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7) <u>環境安全保健機構健康管理部門長</u></p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>3 前項第3号、第4号及び<u>第9号</u>の委員は、センター長が委嘱する。</p> <p>4 第2項第3号、第4号及び<u>第9号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>